

★2面では総会開催困難な時の「書面評決」の詳細を解説!

## 新型コロナの影響で事業困難なNPO法人にも「持続化給付金」。売上が前年同月比▲50%以上なら、法人には200万円を給付!

緊急事態宣言が拡大する中福島県の「ふくしま地域活動団体サポートセンター」から情報が届きました。ひとつはNPO法人や一般社団法人等会社以外の法人や個人事業者でも支給対象になるという「持続化給付金」に関する情報。もう一つがNPO法人や各種団体の総会時期ですが、社員を集めなくても総会の議決ができる「書面表決」に関する情報。これについては私どもの事例を踏まえ、2面で詳しくレポートします。

**去年1年間の売上からの減少分を上限に支給！4月最終週目途で国会審議中。申請はウェブで。**

・現在国会で審議中なのが右の写真で広報されている「持続化給付金」。新型コロナの影響で「売上が前年同月比で50%以上減少」している大企業を除く事業者が給付の対象です。具体的には中堅、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者ですが、医療法人、農業法人さらにはNPO法人や一般社団法人、社会福祉法人といった会社以外の法人も幅広く対象になっています。

・右の広報チラシによると「前年同月比▲50%月の対象期間」は「2020年1月から2020年12月」です。5月以降でも▲50%の影響を受けると対象になりますから、書類を揃える等の検討をおススメいたします。ただし「Web上での申請」が基本ですから注意が必要です。

・下の表は「認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク」が作成した「NPO法人、一般社団法人、一般財団法人が受けられる新型コロナウイルス対策のための資金調達について」の一覧ですが、この表の一番下に「持続化給付金」が「収入減少を補填する手段」として紹介されています。

作成：認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク

手段	制度	要件	内容	備考
1. 融資を受ける	日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付融資(注1)	最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方(注2)	利子補給で、当初3年間は実質無利子。無担保。最大6千万円(注3)。「経営者保証免除特例制度」有り。	日本政策金融公庫のHP <a href="https://www.jfc.go.jp/">https://www.jfc.go.jp/</a> 事業資金相談ダイヤル(0120-154-505)(注4)
2. 納税を繰り延べる(注5)	税金および社会保険料の支払い猶予(注6) ★国会審議中 雇用調整助成金(注7)	2月以降の収入が、1ヵ月間に前年から2割以上減少していること。 最近1ヵ月の生産指標(売上高等)が5%以上減少。 休業の計画について労使協定を結ぶ必要。	R2年2月1日~3月31日までに納期限が到来する法人税や消費税等はほぼ全ての税金と、社会保険料を1年間猶予 助成率は休業手当等の4/5。解雇をしない場合には、9/10。日額は8,330円が上限。	申請書のほか収入や現預金の状況がわかる資料を税務署等に提出。 休業計画書等は事後提出も認める。 最寄りの都道府県労働局に問い合わせ。
3. 休業補償のための助成金を受ける	学校等休業助成金・支援金(注8)	新型コロナウイルスのために小学校等を休む必要の子供の世話をする労働者に年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主	休職中に支払った賃金相当額×10/10 支給額は8,330円を日額上限	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター：0120-60-3999
4. 収入減少を補填するための給付金を受ける	持続化給付金 ★国会審議中	新型コロナの影響で売上げが前年同月比で50%以上減少している場合	減収分の12ヵ月分を国が上限額(200万円)まで補償する(注9)	申請は原則ウェブ 中小企業庁金融・給付金相談窓口03-3501-1544

■YouTubeでの解説もあります <https://www.youtube.com/watch?v=YZ-Zmpwd4k4>

## 持続化給付金 に関するお知らせ

### 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

### 給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**  
 ※ただし、**昨年1年間の売上からの減少分を上限**とします。

### 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)  
 ※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

### 支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。  
 また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

### 相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口  
**0570-783183** (平日・休日9:00~17:00)

### 法人の方

- ①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等

### 個人事業主の方

- ①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。  
 ※今後、変更・追加の可能性がります。



申請方法を教えてください。

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で**完全予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う窓口**を順次設置します。※申請にあたり、GPIIDを取得する必要はありません。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、**4月最終週を目途に確定・公表**しますので今しばらくお待ち下さい。

■上の「持続化給付金」のチラシは <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf> からダウンロードできます。なお詳細の発表は国会を通過した後になりそうです。

# 4月から新年度のNPO法人は事業報告書の提出期限が6月末！ 社員を集めての総会開催が困難なら「書面表決」を考えよう！

■福島県からの要請文■

「外出自粛要請」があっても総会省略はできない。  
総会資料と共に「書面表決票」を配って議決を。

・右の写真が「社員総会の開催・事業報告書等提出の対応」を要請する文書。発信元は福島県のNPO所管部署である「文化振興課」。つまり県としては「なるべく人を集めずに、社員総会や理事会を開催したいときは」「書面表決」や「代理人表決」などの方法を使ってほしいと文書を通して要請しているのです。

・ところでこの「書面表決」や「代理人表決」は、新型コロナ対策用に編み出した手法ではありません。NPO法（特定非営利活動促進法）に規定されている手法であり、日常的にも使える方法なのです。ちなみに「市民活動支援センター」の業務を担っている私ども「NPO法人伊達市民活動支援協議会」は、毎年度、総会開催時には「総会資料」と一緒に必ず「出欠通知書」「書面表決行使書」「委任状」を同封して欠席者が出ない総会を運営しています（下図サンプル参照）。

■書面表決のサンプル■

総会【出欠通知・書面表決行使書・委任状 返信用紙】  
※この返信用紙は「欠席の方はもちろん」「出席の方も忘れずに」提出してください。

記入日 令和元年 6月 日

特定非営利活動法人伊達市民活動支援協議会・平成31年度（令和元年度）総会出欠通知書

氏名 \_\_\_\_\_

特定非営利活動法人伊達市民活動支援協議会・平成31年度（令和元年度）総会に  
出席・欠席 します。（該当する方を○で囲んでください）

●欠席の場合は必ず 書面表決または委任のどちらか1つを選び、必要事項をご記入ください。

書 面 表 決

特定非営利活動法人伊達市民活動支援協議会・平成31年度（令和元年度）総会書面表決行使書

住所 \_\_\_\_\_  
署名 \_\_\_\_\_ 印

（忘れずに、以下の各議案について、ご自分の表決を○で囲んでください。）

(1)第1号議案 平成31年度（令和元年度）事業計画について 原案に 賛成・反対 する  
(2)第2号議案 平成31年度（令和元年度）活動予算について 原案に 賛成・反対 する  
(3)第3号議案 平成31年度（令和元年度）役員について 原案に 賛成・反対 する

委 任 状

私は、受任者 \_\_\_\_\_ を代理人として定め、総会での表決について一任いたします。  
※代理人の記載がない場合は、議長への一任となります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う

社員総会の開催・事業報告書等提出の対応について

【社員総会について】

Q1 社員総会を省略することはできますか？

A1 NPO法人は、社員総会について、毎年1回必ず開催することが特定非営利活動促進法（以下、法という。）で義務づけられているので、社員総会の開催を省略することはできません。（法第14条の2）さらに、定款で「社員総会に付議すべき事項」を「理事会で議決する」としている法人は、社員総会前の理事会開催も求められます。

Q2 なるべく人を集めずに社員総会や理事会を開催したいです。

A2 以下を参考にしてください。

Q 書面表決、代理人による表決について

法第14条の7第2項により、社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決することができます。

また、定款で定めていれば、書面に代えて、電磁的方法（電子メール等）により表決することができます。（法同条第3項）

【手順】

・ 書面の場合

会議資料に「書面表決票」など、任意の様式で参加者が意思表示できる書面を同封し、各議題への賛否を記入のうえ、返送してもらう。

・ 代理人による表決の場合

会議資料に「表決委任状」など、任意の様式を同封。出席する者を代理人として評決を委任することを記入、返送してもらう。（今回の場合、議長に委任してもらうのが確実。）

・ 電磁的方法

会議資料を送付した上で、「電子メール」などの紙媒体で出力することが可能なものにより各議題への賛否を表決してもらう。なお、ファックスは「書面による表決」の扱いとなる。

当事業年度初めの6か月以内に、以下の1〜3の書類を伊達市に提出する必要があります。  
なお、3か月を経過しても提出がない場合は、警告、過料事件通知及び徴収を行います。

申請書の提出にあたっては、次の書類方針等を確認ください。  
①特定非営利活動促進法の適用方針（福島県、平成31年3月）PDFファイル（100KB）  
②事業報告書等の提出方法に関する対応（福島県、平成31年3月）PDFファイル（131KB）

■「事業報告書」の書類提出を

呼びかけている伊達市のHP■

提出書類	提出期限	様式ダウンロード
1.事業報告書等提出書（様式別紙）	2	MS_Word
2.事業報告書	2	MS_Word
3.財産目録	2	MS_Excel
4.事業方針書	2	MS_Excel
5.活動計画書	2	MS_Excel
6.事業計画書等	2	MS_Word
7.前事業年度決算書（提出に際しては提出のうえに以上の書類を添付）	2	MS_Word

※2〜7は参考様式として掲載しております。

4月21日～5月6日は支援センター臨時休館ですが、ご相談は電話、FAX、メールでどうぞ！

・第37号は図らずも新型コロナウイルス対策号となりましたが、新型コロナ感染防止強化のため「支援センター」も4月21日（火）～5月6日（水）を「臨時休館」とさせていただくことになりました。但し、市民団体やNPO法人、地域団体にとっては「年度更新」や「役員交代」に伴う総会時期。さらにはこの号で紹介した「持続化給付金」「書面表決」も気になるかも知れないと考え、土曜、日曜、祝日以外は「電話」「メール」「FAX」でのご相談をお受け致します。

## 伊達市市民活動支援センター

電話番号：024-583-2800 FAX：024-583-2820

○開館：毎週・月～金曜（土・日・祝日・休館）

伊達ふれあいセンター3階まで

午前9時～午後6時 mail bz004492@date-civilsupport.jp

